

平成16年における 警備業の概況

警察庁生活安全局生活安全企画課

1 警備業者の状況

(1) 警備業者数

警備業者（４条）数は、表１のとおり、平成１６年１２月末現在、９，２４７業者である。

警備業法施行当時（昭和４７年１１月）と比べて、１１．９倍に増加し、前年より１１６業者（１．３％）増加している。

最近５年間の状況は、平成１２年が１７８業者（１．８％）増、平成１３年が４４８業者（４．５％）減、平成１４年が１１業者（０．１％）増、平成１５年が３３２業者（３．５％）減であり、昭和４７年から平成１２年まで一貫して増加傾向にあったが、平成１３年に初めて減少した後は、増減している。

表１ 警備業者数の推移

区分 年次	12年	13年	14年	15年	16年
警備業者数	9,900	9,452	9,463	9,131	9,247
（指数）	(100)	(95)	(96)	(92)	(93)

(2) 警備員

ア 警備員数及びその雇用別の年別推移

警備員数は、表２のとおり、平成１６年１２月末現在で、４７万４，９２２人で、前年より、１万５，６１７人（３．４％）増加しており、警備業法施行当時（４万１，１４６人）と比べると１１．５倍となっている。

警備員の雇用別状況では、常用警備員は３７万２，７７３人で、前年より１万４，１６６人（４．０％）増加し、臨時警備員は１０万２，１４９人で、前年より１，４５１人（１．４％）増加している。警備員総数に占める臨時警備員の割合は、２１．５％である。

表２ 警備員数及びその雇用別の年別推移（各年末）

区分 年次	12年	13年	14年	15年	16年
総数 （指数）	422,851 (100)	446,703 (106)	436,810 (103)	459,305 (109)	474,922 (112)
常用警備員 （指数）	319,512 (100)	341,264 (107)	338,780 (106)	358,607 (112)	372,773 (117)
臨時警備員 （指数）	103,339 (100)	105,439 (102)	98,030 (95)	100,698 (97)	102,149 (99)
臨時 — 総数（％）	24.4	23.6	22.4	21.9	21.5

イ 警備員の男女別・雇用別状況

警備員の男女別は、表3のとおりであり、女子の警備員は2万7,704人で、全警備員数の5.8%を占めている。

また、女子警備員の30.2%は臨時警備員である。

表3 警備員の男女別・雇用別状況（平成16年末）

	警備員総数	常用警備員	臨時警備員	臨時警備員の割合
警備員総数	474,922	372,773	102,149	21.5
男子警備員	447,218	353,445	93,773	21.0
女子警備員	27,704	19,328	8,376	30.2
女子警備員の割合	5.8%	5.2%	8.2%	——

ウ 警備業者の警備員数別状況

警備業者の警備員数別状況は、表4のとおり、警備員数50人未満の警備業者が7,286業者で、全体の78.8%を占めている。

表4 警備業者の警備員数別状況（平成16年末）

警備員数別	警備業者数	構成比(%)
総数	9,247	——
5人以下	2,312	25.0
6～9人	1,000	10.8
10～19人	1,656	17.9
20～29人	1,107	12.0
30～49人	1,211	13.1
50～99人	1,104	11.9
100～499人	765	8.3
500～999人	57	0.6
1,000人以上	35	0.4

(3) 警備業者の営業所の数別状況

平成16年末における全国の警備業者(9,247業者)が全国の都道府県に設けている営業所の総数は14,295である。

そのうち、警備業者の営業所数別状況は、表5のとおりであり、主たる営業所のみ設けている警備業者が7,680業者で、全体の83.1%、営業所の数が5以下の警備業者が、9,013業者で全体の97.5%を占めている。

表5 警備業者の営業所の数別状況(平成16年末)

営業所数	警備業者数	構成比
総数	9,247	
0	89	1.0
1	7,680	83.1
2	786	8.5
3	250	2.7
4	130	1.4
5	78	0.8
6~9	146	1.6
10~19	61	0.7
20~29	11	0.1
30以上	16	0.2

(4) 警備業者の他の都道府県における業務実施状況

平成16年12月末現在の警備業者が認定を受けた都道府県以外の都道府県において業務を実施している状況をみると、表6のとおり、法第5条前段の規定による届出をして他の都道府県に営業所を設けている警備業者(5条前段業者)は延べ2,437業者で、前年に比べ127業者増加し、法第5条後段の規定による届出をして他の都道府県において業務を実施している警備業者(5条後段業者)は、延べ3,411業者で、前年に比べ222業者増加している。

表6 警備業者の他の都道府県における業務実施状況(平成16年末)

種別	業者数	前年比
4条業者	9,247	+116
5条前段業者	2,437	+127
5条後段業者	3,411	+222

注：4条業者とは、認定を取得した都道府県の区域内に主たる営業所を設けている警備業者をいう。

(5) 売上高

ア 売上高の総額

売上高の総額は、表7のとおり、3兆4,447億3,863万円で、前年(3兆2,222億4,600万円)より、2,224億9,263万円(6.9%)増加した。

また、1業者当たりの売上高は3億7,252万円で、前年(3億5,289万円)より、1,963万円(5.6%)増加した。

表7 売上高の年別推移(各年)

区分 年次	12年	13年	14年	15年	16年
売上高 (指数)	2兆4,461 (100)	2兆5,693 (105)	2兆7,498 (112)	3兆2,222 (132)	3兆4,447 (141)
1業者当たりの売上高 (指数)	2億4,708 (100)	2億7,183 (110)	2億9,058 (118)	3億5,289 (143)	3億7,252 (151)

注：売上高の単位は億円、1業者当たりの売上高の単位は万円。

イ 警備業者の売上高別状況

警備業者の売上高別状況は、表8のとおり、売上高が1,000万円未満の警備業者は2,921業者で全体の32.1%、売上高が5,000万円未満の警備業者は5,020業者で全体の55.2%を占めており、警備業者の過半数が売上高5,000万円未満の業者である。

表8 警備業者の売上高別状況

売上高別 \ 年次	H16			H15
	警備業者数	構成比	前年比	業者数
1,000万円未満	2,921	(32.1%)	+182	2,739
1,000~3,000万円未満	1,274	(14.0%)	-183	1,457
3,000~5,000万円未満	825	(9.1%)	+75	750
5,000~1億円未満	1,296	(14.3%)	+47	1,249
1億~20億円未満	2,542	(28.0%)	+163	2,379
20億~50億円未満	152	(1.7%)	-16	168
50億~100億円未満	43	(0.5%)	-12	55
100億円以上	41	(0.5%)	-6	47

注：全国警備業協会が、平成15年は、8,844業者、平成16年は、9,094業者を対象に、売上高別状況について調査を行ったものである。

(6) 警備業務種別ごとの警備業の状況

ア 警備業務の種別ごとの警備業者数及び警備員数

警備業務の種別ごとの警備業者は、表9のとおりである。

表9 警備業務の種別ごとの警備業者数（平成16年末）

警備業者数等 警備業務の種別		警 備 業 者 数	構 成 比
総 数		9,247	—
1 号	常 駐	4,683	50.6
	巡 回	826	8.9
	空 港 保 安	44	0.5
	機 械	857	9.3
	住宅を対象	552	6.0
	住宅以外を対象	742	8.0
	総 計	4,986	53.9
2 号	交 通 誘 導	4,799	51.9
	雑 踏	1,490	16.1
	総 計	5,130	55.5
3 号	貴重品運搬	416	4.5
	現金輸送	374	4.0
	現金輸送以外の貴重品運搬	118	1.3
	核燃料物質等運搬	7	0.1
	そ の 他	5	0.1
総 計	427	4.6	
4 号	緊急通報サービス	79	0.9
	緊急通報サービス以外	92	1.0
	総 計	160	1.7

- 注1：警備業者が2以上の業務を実施している場合は、その業務ごとにそれぞれ1として計上している（「総数」及び各号の「総計」については複数計上していない。）
- 2：表中の「巡回」警備業務とは、複数の警備業務対象施設を車両等で巡回するなど、警備業務対象施設に常駐せずに盗難等の事故の発生を警戒し、防止する業務をいう。
- 3：表中の「現金輸送」警備業務とは、貴重品運搬警備業務のうち現金の運搬に係るものをいう。
- 4：表中の「貴重品の運搬」警備業務の「その他」とは、一般の危険物などの運搬警備業務をいう。
- 5：表中の「緊急通報サービス」とは、隔地の人の身近に備えた機器を通じて、その身体に対する危害の発生を警戒し、防止する業務をいう。
- 6：「構成比」は、各種別の警備業務を行う警備業者の数の警備業者の総数に対する百分比である。
- 7：警備業者の認定を受けた都道府県における営業所だけでなく、他の都道府県を含む全国の営業所に係る警備業務の種別を計上している。

(7) 機械警備業の状況

ア 概要

機械警備業の全体的状況は、表10のとおりであり、機械警備業者数は平成16年12月末現在857業者で、前年より33業者(3.7%)減少している。

機械警備業務対象施設数は、142万7,375箇所、前年(138万6,730箇所)より4万0,645箇所(2.9%)増加している。

表10 機械警備業者・基地局・機械警備業務対象施設等の数(各年末)

区 分	12年	13年	14年	15年	16年
機械警備業者数 (指数)	812 (100)	891 (110)	911 (112)	890 (110)	857 (106)
基地局数 (指数)	1,228 (100)	1,221 (99)	1,121 (91)	1,116 (91)	1,139 (93)
待機所数 (指数)	8,736 (100)	8,873 (102)	8,592 (98)	8,803 (101)	9,265 (106)
専従警備員数 (指数)	33,110 (100)	34,637 (105)	32,919 (99)	32,151 (97)	32,952 (100)
うち基地局勤務員数 (指数)	4,990 (100)	5,429 (109)	4,967 (100)	4,469 (90)	4,650 (93)
専用巡回車数 (指数)	13,479 (100)	13,670 (101)	13,450 (100)	13,158 (98)	13,643 (101)
対象施設数 (指数)	1,086,246 (100)	1,236,142 (114)	1,164,542 (107)	1,386,730 (128)	1,427,375 (131)

イ 機械警備業者の規模別状況

表11 機械警備業者当たりの基地局、機械警備業務対象施設等の数の状況

区 分	総 数	1業者当たり
機械警備業者数	857	—
基地局数	1,139	1.3
待機所数	9,265	10.8
専従警備員数	32,952	38.5
うち基地局勤務員数	4,650	5.4
専用巡回車数	13,643	15.9
機械警備業務対象施設数	1,427,375	1665.5

表 1 2 対象施設数別の基地局等の数

対象施設数	基地局数	待機所数	専従警備員数	巡回車数	対象施設総数
総 数	1,139	9,265	32,952	13,643	1,427,375
2 0 0 未 満	729	1,676	9,948	3,925	47,989
2 0 0 ~ 4 9 9	139	752	2,490	1,012	46,700
5 0 0 ~ 9 9 9	88	754	2,282	934	55,444
1,000 ~ 1,999	47	600	1,543	584	74,726
2,000 ~ 4,999	63	1,890	4,654	1,615	202,217
5,000 ~ 9,999	40	1,621	4,136	1,939	250,044
10,000 ~ 49,999	31	1,841	6,478	2,718	570,575
50,000 ~ 99,999	1	55	515	390	54,720
100,000 以上	1	76	906	526	124,960

ウ 機械警備業者の即応体制の整備状況

過去 5 年間に於ける機械警備業者の即応体制の整備状況は、表 1 3 のとおりである。

平成 1 6 年末の即応体制の整備状況をみると、1 業者当たりの対象施設数は、1,666 施設（前年 1,558 施設）で、前年より増加し、1 待機所当たりの対象施設数は、154 施設（前年 158 施設）で、前年より減少した。また、専従警備員 1 人当たりの対象施設数は、43 施設（前年 43 施設）、専用巡回車 1 台当たりの対象施設数は、105 施設（前年 105 施設）で、いずれも前年と同数である。

表 1 3 機械警備業者の即応体制の整備状況の年別推移（各年末）

区 分 \ 年 次	1 2 年	1 3 年	1 4 年	1 5 年	1 6 年
1 業者当たりの対象施設数	1,338	1,387	1,278	1,558	1,666
1 待機所当たりの対象施設数	124	139	136	158	154
専従警備員 1 人当たりの対象施設数	33	36	35	43	43
専用巡回車 1 台当たりの対象施設数	81	90	87	105	105

2 検定の実施状況

警備員等の検定制度は、昭和61年に開始されて以来、都道府県公安委員会が学科試験等を行う方法（以下「直接検定」という。）と(社)全国警備業協会及び(財)空港保安事業センターが行う指定講習を修了した者に対して学科試験及び実技試験を免除して行う方法とにより行われている（指定講習における1級講習は平成3年に開始。）

平成16年末における検定取得者数の累計は、表14のとおり、1級検定延べ6,325人、2級検定延べ10万6,838人であり、1級検定取得者の全警備員に占める割合は、1.3%、2級検定取得者の全警備員に占める割合は、22.5%である。

表14 検定取得の状況（平成16年末）

	空港保安	常駐	交通誘導	核燃料物質運搬	貴重品運搬	計
1級検定取得者（累計）	1,513	681	2,250	0	1,881	6,325
平成16年中	285	216	301	0	170	972
2級検定取得者（累計）	4,551	16,210	73,498	376	12,203	106,838
平成16年中	823	3,347	7,197	9	900	12,276

注1：表中の常駐警備は、空港保安警備を除く。

2：表中の貴重品運搬警備は、核燃料物質等運搬警備を除く。

3 警備業者に対する行政処分の実施状況

最近5年間における警備業者に対する行政処分の実施状況は、表15のとおりである。

平成16年中における警備業者に対する行政処分の実施件数をみると、指示が136件、営業停止が32件、認定の取消しが6件、総数174件であり、前年より29件（20.0%）増加した。

表15 行政処分件数の年別推移（各年中）

区分	年次	12年	13年	14年	15年	16年
総数		134	137	146	145	174
指示処分		104	125	127	129	136
営業停止処分		24	11	16	11	32
認定取消処分		6	1	3	5	6